

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

シナネンホールディングス株式会社（証券コード:8132）

【据置】

長期発行体格付	A-
格付の見通し	安定的
国内CP格付	J-1

■格付事由

- (1) シナネンホールディングスグループの純粋持株会社。グループ会社の経営管理や支援、商標の使用許諾などを行っている。経営の一体性が強いことから、当社の格付にはグループ全体の信用力を反映させている。グループではLPガスや石油製品の販売を主力事業としており、LPガスの販売量で国内有数の規模となっている。このほか、システム、リサイクル、建物管理、抗菌剤の製造販売、シェアサイクルなど多様な事業を手掛ける。また、20年5月に韓国での大型陸上風力発電事業への参画を公表した。
- (2) 非エネルギーおよび海外事業など新規事業開発への先行投資負担が続き、利益が伸び悩んでいる。しかし、LPガスを中心としたエネルギー分野で安定した事業基盤を維持しており、業績を下支えしている点に変化はみられない。今後、新規事業の収益貢献、既存事業の利益率改善などにより、収益力を強化していくことは可能と予想される。当面、新規事業への先行投資が財務面の負担となる見込み。ただ、利益蓄積などから、中期的には一定の財務構成を維持していくとみられる。以上を踏まえ、格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- (3) 20/3期の経常利益は22億円（前期比2.1%増）であった。暖冬による販売数量の減少、物流費の増加などがあったものの、不適切な会計処理の影響がなくなったことなどにより増益となった。21/3期は18億円（同18.3%減）の計画である。新規事業への先行投資やIoT関連投資の負担増がその背景にある。今後、韓国での大型陸上風力発電事業の進捗状況とともに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う石油製品の需要動向および業績への影響にも注意を要する。
- (4) 20/3期末の自己資本比率53.1%（前期末51.6%）など、財務構成は良好な水準にある。21/3期を初年度とする第二次中期経営計画では、持続的な成長を実現する投資の実行を目標に掲げ、再生可能エネルギー関連など新規事業への戦略投資のほか、既存事業の基盤強化に向けたM&Aなどに取り組む方針である。ただ、これら投資は、財務面に配慮しつつ実施されるとJCRではみている。

（担当）千種 裕之・大塚 浩芳

■格付対象

発行体：シナネンホールディングス株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A-	安定的

対象	発行限度額	格付
コマーシャルペーパー	150億円	J-1

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2020年7月10日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：殿村 成信
主任格付アナリスト：千種 裕之
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「石油」(2020年5月29日)、「持株会社の格付方法」(2015年1月26日)、「国内事業法人・純粋持株会社に対する格付の視点」(2003年7月1日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) シナネンホールディングス株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であってもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル